

報道発表

平成30年9月7日
函館税関

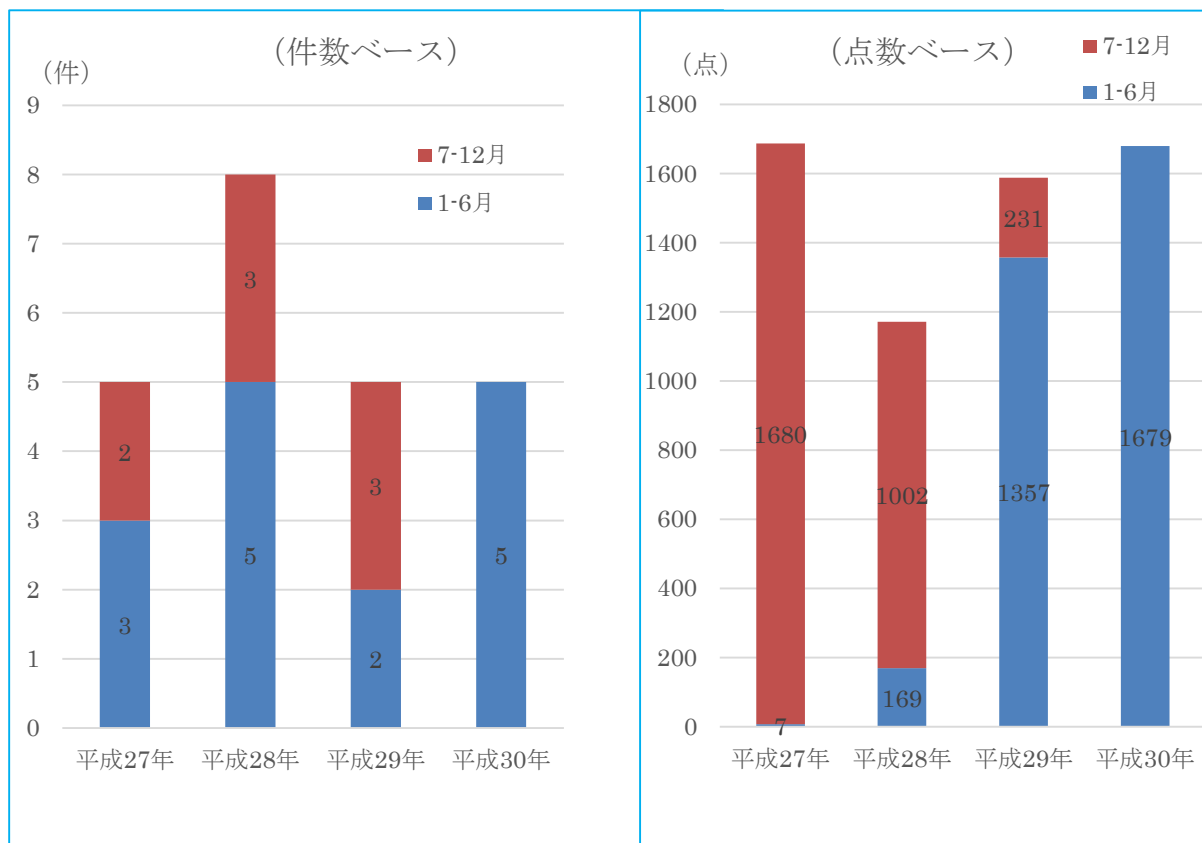
上半期の輸入差止点数が2年連続の1,000点超え

(平成30年1月から6月までの函館税関における知的財産侵害物品の差止状況)

平成30年1月から6月までの函館税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をお知らせします。

- 輸入差止件数は5件で、前年同期と比べて3件増加し、輸入差止点数としては、上半期、2年連続で1,000点を超えました。
- 輸入を差止めた貨物の仕出国（地域）は、中国、香港、アメリカ、フランス、ベルギーでした。

知的財産侵害物品差止実績（平成30年1-6月分）



《輸入差止事例 1》

平成30年4月、香港から輸入された衣類の検査を行ったところ、YKK株式会社の商標権侵害疑義物品（スライドファスナー）1,600点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



《輸入差止事例 2、3》

平成30年4月、ベルギー及びフランスから輸入された衣類等の検査を行ったところ、アディダス アーゲー他8権利者の商標権侵害疑義物品（衣類）77点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



《輸入差止事例 4》

平成30年5月、中国から輸入されたネオンサインの検査を行ったところ、相田みつを美術館株式会社の著作権侵害疑義物品（ネオンサイン）1点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。

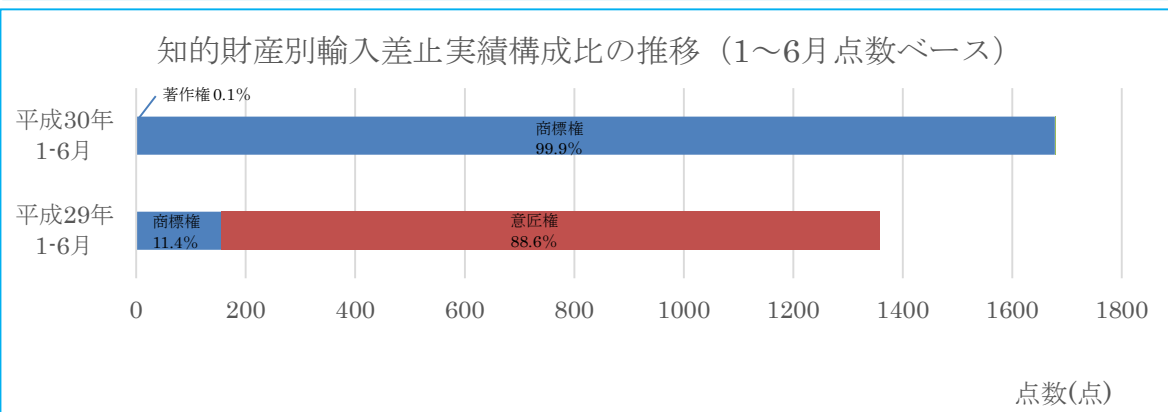
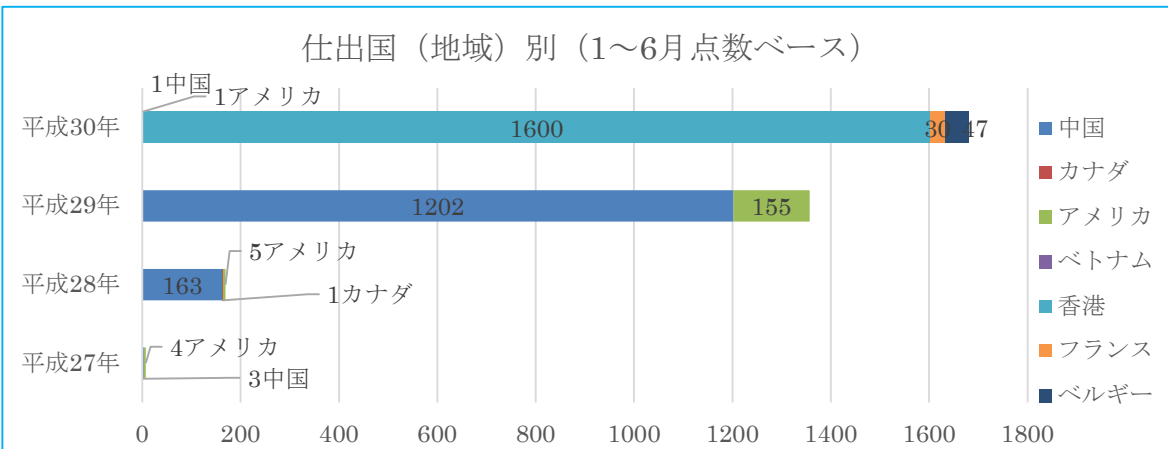
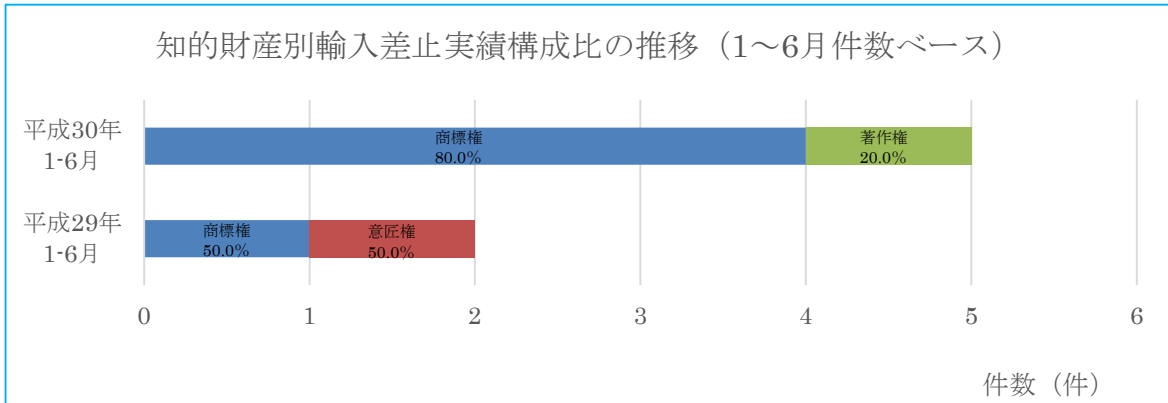
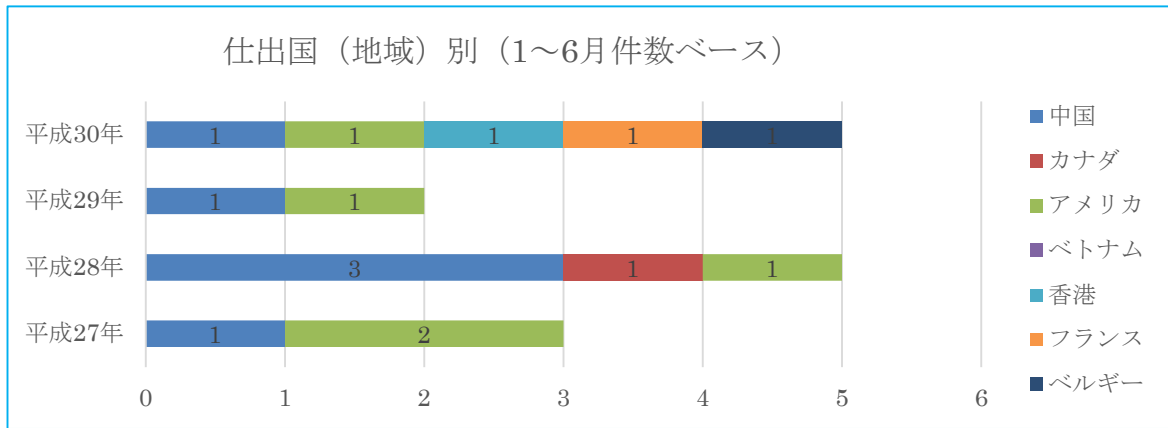
《輸入差止事例 5》

平成30年5月、アメリカから輸入されたレコードの検査を行ったところ、日本コロムビア株式会社の商標権侵害疑義物品（レコード）1点を発見し、知的財産侵害物品として輸入を差し止めました。



《参考資料》

○知的財産侵害物品差止実績（1-6月）



【問い合わせ先】 函館税関総務部広報広聴官 電話0138-40-4218